

## 一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和5年8月28日(月)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後3時18分
場所	第3委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道雄 副委員長 佐藤 敬一郎			
	委員 齋藤 穎弘 委員 岡田 もとみ			
	委員 小山 雄幸 委員 千田 恒平			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 岩渕 典仁 委員			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	今野商工労働部長 ほか3名			
	小崎農林部長 ほか4名			
	菅原大東支所長 ほか2名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム訪問視察について</li> <li>・台湾企業経営者などの視察ツアーについて</li> <li>・国道343号渋民バイパス道の駅の整備について</li> <li>・鳥獣被害対策におけるドローンの活用について</li> <li>・その他</li> </ul>			
議事の経過	別紙のとおり			

## 産業建設常任委員会

令和5年8月28日

(開会 午後1時30分)

委員長：ただいまの出席委員は6名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。  
岩渕典仁委員より欠席の旨、届出がありました。  
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。  
本日の案件は御案内のとおりです。  
お諮りいたします。  
本日の調査に当たり、当局から商工労働部長、農林部長、大東支所長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：御異議ありませんので、さよう決しました。  
直ちに議長を通じて、商工労働部長等の出席を求ることといたします。  
それでは、(1)のベトナム訪問視察についてを議題といたします。  
当局より説明を求めます。  
今野商工労働部長。

商工労働部長：商工労働部長の今野でございます。  
先月、7月4日に常任委員会での説明をお願いしたところでしたが、ベトナムの訪問、それから台湾企業経営者などの視察ツアーについて、実施が完了したものがございますので、説明をさせていただきたいと思います。  
私のほうからはベトナム訪問視察について、(2)の台湾企業経営者などの視察ツアーについては小野寺工業労政課長のほうから説明させます。  
よろしくお願ひいたします。  
まず、1つ目のベトナム訪問記録でございますが、お手元に資料を配付してございます。  
そちらのほうを御覧いただきたいと思います。  
まず、1ページでございます。  
視察日程でございますが、これは7月4日に説明したとおりでありますので、省略させていただきます。  
視察概要につきましては、2ページのほうから記載してございまして、改めて(3)の視察の狙いでございます。  
さらに多くのベトナム人材が一関市で活躍してもらえるよう、市及び市内事業所等における取組を検討するため、ベトナムの現状を視察し、現地機関との意見交換を行うということで、(4)視察者は、市は市長をはじめ3名、通訳・現地ガイド1名、それから両

磐インダストリアルプラザから7名というような参加で、総勢11人の視察団ということになりました。

それから、3ページでございます。

視察先の記録の概要を説明させていただきます。

まず、(1)在ベトナム日本大使館でございますが、ブリーフィング要旨のところ、箱囲みで書いてございます。

最近の動向として、現状は、日本への派遣は、2023年に入りコロナ禍前の水準に戻つてはいるものの、人気に陰りが見えてきているという説明がありました。

原因としては、円安、ベトナム国内の労働力需要の増加や賃金上昇による国内就職の増加、他の渡航先を選択する若者の増加、人権意識の高まりを背景に、労働の質への高い関心ということで、SNS普及により、日本での人権侵害事案はすぐに広まるというようなことでございました。

次に、4ページのほうを御覧いただきます。

ベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働管理局のほうを訪問いたしました。

意見交換のほう、ポツの2つ目、今は労働者たちも渡航先を選べる立場にある。

海外への労働者の約5割は日本に行くが、若い人たちが選ぶのは東京、大阪。

北海道・東北は寒いというイメージがあるかもしれないという説明がありました。

3つ目、賃金アップか、厚生・労働環境の支援等を行うなど、何か強みをつくって他地域と競えるようになるべきである。

4つ目、東北エリアから広告が少なく、知名度も低いため、積極的なPRが必要というようなことありました。

その下のほう、(3)株式会社アーバル研究所ベトナム工場を視察いたしました。

5ページ目の意見交換要旨のポツの4つ目、ベトナムはまだ低賃金であり、若年層人口もまだまだ多いと。

明るく朗らかな性格の人が多く、心理的に気持ちがよい、文化も理解しやすいというような説明がありました。

次に、6ページのほうを御覧いただきます。

(4)ベトナム日本人材開発インスティテュートを訪問いたしました。

ブリーフィング要旨のところですが、ポツの3つ目、ベトナムではまだ日本式のビジネス術も人気がある。

人事管理や生産管理、財務管理などはベトナム企業は未熟なところもあるため、日本式を学びにくる企業も多いというような説明がありました。

下のほうに参りまして、(5)VJEC国際株式会社でございます。

これはいわゆる送り出し機関、ベトナム人材の送り出しを行っているところであります。

意見交換の要旨、7ページに入りますけれども、ポツの1つ目、現在、派遣に向けた研修を行っている実習生は250人程度、半数以上は男性で、女性は3割から4割。

男性は建設業、女性は食品・縫製・介護業への派遣が多いという説明がありました。

1つ飛ばしまして、食品製造、機械加工など、工場勤務の仕事が人気あります。

建設業は人気がないというような説明がありました。

これは日本語をしゃべるかしやべらないかが大きく影響しているというようなことがあります。

4つ目、人気のある職種は30歳以下の若年層で埋まる。

30歳以上の人たちは建設や農業などの比較的不人気職種に回ることになるということあります。

実習生の不安や心配は、仕事の内容などではなく、とにかく日本語のこと。

日本語が分からぬことで業務上のコミュニケーションなどにも問題が出てくると。

その次ですが、派遣担当者としては、仕事の内容の把握や相談体制をきっちりとしてほしい。

給与や仕事内容など、求人内容と実際の内容が異なる場合がある。

本人がおかしいと思っても、雇用主が実際の内容を把握していないため、改善されない場合があるということあります。

最後ですが、実習生に積極的に話しかけてあげてほしい。

面接を受けて採用されてから四、五ヶ月程度、VJECで日本語教育を行い、N4程度、N4というのは日常会話のレベルですが、日本語を習得してから送り出しているが、教科書で学ぶ日本語と現場で使う日本語はまた別である。

ぜひ実用性のある日本語を教えてあげてほしいというようなことありました。

次に、(6)ハノイ電機短期大学でありますけれども、ここ意見交換の要旨ですが、ポツの2つ目、学生は技能実習については関心がないと。

基本的にはエンジニア、高度人材という、これは特定技能というものに分類されるものかと思いますが、そちらでの派遣。

卒業後は海外進出する学生が多く、その中でも日本は多い。

日本進出を目指す学生には入学と同時に日本語教育も行っているという説明がありました。

8ページに参ります。

一番上ですが、現在は電気機械、自動車工学などがメインで、学生数は約3,000人。

8月には2つの学校を吸収合併し、学生約8,000人、36分野の教育機関となり、宿泊業、観光業などのサービス業分野の教育にも力を入れる予定と。

その次ですが、愛知県のトヨタ自動車株式会社本社と契約し、技術的教育者としてトヨタ自動車株式会社本社から現在、学校に2名呼び寄せている。

日本語教育も早めに行っているという説明がありました。

それから、3つ飛ばしまして、一関市や経済団体、市内の高等教育機関とハノイ電機短期大学間で覚書または協定を結び、ハノイ短期大学の学生の雇用、インターンシップの受入れ、学生間交流など多角的にいろいろ行っていきたいというような申出があったところであります。

それから、その下のほうですけれども、全体を通したブリーフィング、意見交換等のまとめを記載しております。

1つ目、日本はまだまだ人気のある実習先であり、今後、ベトナム人材の受入れ人数の拡大は可能。

2つ目、技能実習生として日本に来る若者は派遣前に100万円近い手数料を負担、こ

れは借金が多いわけですけれども、来日しているので、この負担に対する手当てが大切。

3つ目、技能実習生は農村部の貧しい家庭の出身が多く、生活文化の違う日本で寂しい思いをしているので、企業や社会で交流することにより相互理解することが大切。

技能実習生の選択は賃金が最優先。

賃金に関わることは市単独で解決が難しいが、厚生や労働環境で支援していく工夫が必要。

日本語教育の習得が難しいと感じられており、受入れ企業や公的な日本語教育の支援は有効。

最後になりますが、協定という方法を使っていくことが実習生の囲い込みには有効な手段の一つである。

協定の検討を行っていく必要があるというようなまとめをしたところあります。

9ページ、10ページについては、現地での一関市長の挨拶ですけれども、現地では日本語と通訳と2倍のコミュニケーションの時間がかかってしまいますので、ペーパーをお配りして、要点のみを市長のほうから挨拶したというような状況であります。

ベトナム訪問の記録についての説明は以上になります。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

佐藤委員。

佐藤委員：何日か前に零石町かどこかで、カンボジア人でしたか、実習生が逃げ出したと。

滞在期間も過ぎて、それで会社のほうから逃げ出して、この間捕まったみたいのですけれども、何か一関市でもベトナム人が逃げたという情報を、この間、警察官と話合いをしている中でちらっと聞いたのですが、市のほうではそういう懸念は持っていないのでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：技能実習生を含め、外国籍の方々の日本での滞在というのは、在留資格に基づいて、その許可を得て在留しているというようなところであります。

その在留資格が切れれば本国に帰らなければいけないというような制度でありますので、その点については市町村の事務とはなっていないところでありますので、なかなかその実態、あるいは制度の課題等については詳細に把握していないところであります。

ただ、技能実習制度につきましては、監理団体、あるいは監理団体の組合が外国籍の方々の就業状況については、定期的に聞き取りなど、管理しているところでありますので、その点については、具体的な事例は直接市のほうでは聞いていないところであります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：花泉町にもベトナムから来ている人たちが何人かいるのです。

自転車で、6キロメートルから7キロメートルあるのでしょうか、花泉町から宮城県まで通って、そして、採卵場か養鶏場だと思うのですが、そこで働いているのです。

朝7時くらいに2人の女性がそこへ出勤するのですが、結構遠いだろうなというのと、雨の日も自転車で通うようです。

その実態を見ていると、何かかわいそうだと思われるのです。

だから、会社のほうでもう少し、車で送り迎えするとか、そういったことをできないのかと思うのですけれども、ただ、藤沢町に株式会社フジテックという会社がありますよね。

社長さんと話したときには、いずれ日本人がそういう嫌がる仕事に対してはベトナムから来た人たちが一生懸命やってくれるので、そういう人たちは重宝なのだと。

だから、ぜひとも必要だし、今後、日本が発展していくためには、そういった人たちを活用していかないとならないのだという話はされたのです。

いずれ何キロメートルも自転車で雨の日も雪の日も大変だという気がしているのです。

その辺は、市として会社とか何かに指導することはないのですか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：市はこの技能実習制度、あるいは労働環境、労災とか就労関係に関する権限を有していないということありますので、具体的には労働関係諸法の適用については労働基準監督署が所管することになるかと思います。

ただ、私どもとしては、外国人市民等支援本部を立ち上げまして、住まいに関わることも、いろいろな支援ができないかということで、検討を始めているところでありますので、どういう実態にあるかをまず調査なり聞き取りをしていくことがまず一つでありますし、それから、これがやはり日本人の方の労働条件、これと同等になるというようなことを念頭に、支援できることはないか、検討していくことになるかと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：実習生の給料なのですけれども、日本人の一般的な給料と比較して、どれくらいの給料をもらっているのでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：具体的な統計数値は持ち合っていないところでありますけれども、在留資格の制度等によって、実は、様々な業務、仕事のやれる範囲が違ってきているということあります。

技能実習制度につきましては、本来、日本において技術技能を学んでいただいて、それを本国に持ち帰っていただくという国際貢献が主たる目的になっておりますから、いろいろな業種があるわけですけれども、作業できる範囲というのは非常に細かく限定されているということあります。

そういう面で、労働基準関係諸法の適用はありますので、もちろん最低賃金は適用になるわけですけれども、給料が高いか安いかというと、私がお聞きしている範囲では、安いというように聞いているところあります。

委員長：小山委員。

小山委員：8ページの全体を通じたブリーディングの中に、今後、ベトナム人材の受入れ拡大が可能であるということがあつて、その下に、派遣前に100万円近くの手数料を負担しなければ来られないという。

結局は、来る人たちは借金をして来ると。

だから、その手だてというか、何とかならないかというようなお話があつたと思うのですけれども、これは、今話したように、実習生だから自分たちで払わなくてはならないというか、こちらとしては人材が必要だからというか、実習生ということなのだけれども、結局は、全然当たらない分を補うという形になるので、その部分は、国とか市とか県とかという、そういう部分で手当ができないものなのか。

その辺はどういうように市として対応していくのか。

その辺、これからベトナム人材をどんどん受け入れていくために、何かスムーズにできる方法というか、そこをどういうように考えているのか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：まず初めに、お話のありました手数料を負担して来日しているということで、その手当というお話は、実はこれ、在ベトナム日本大使館の書記官がお話されていたところがありました。

相当な額を負担してきているということのほかに、実は、送り出し機関の中でも、やはりある程度優良な事業者とそうでない事業者があつて、不当な金額を本人から負担させているケースもあるということで、これはベトナム政府が不正をできるだけ防ぐよう、様々な認可の際に厳しい審査をしているというような現状でありましたので、それはベトナム国内での一つ課題があるということありました。

それから、もう一つは、そういうように貧しい農村の方が多いということから、やはり借金をして来てもらっているということありました。

それは企業のほうで、日本の企業である程度負担できないかというところは検討すべきではないかという御指摘をいただいたところあります。

これが制度として、日本政府がとかということについては言及はなかったわけですが、今、技能実習制度の見直しが政府のほうで行われているということであります。

この5月に中間報告が出たようですが、この秋頃には最終報告が出されるということで、基本的な方向性としては、報道を見ると、技能実習制度を廃止して、特定技能へ全部集約するというような方向にあるということあります。

特定技能というのは、先ほど申し上げたエンジニアとか、手に職のある方ということ、国際貢献という制度はなくなつて、人材を補うという制度に一本化していくとい

うような方向で検討がなされていると聞いています。

ですから、先ほど申し上げた低賃金、労働環境が比較的悪いというような状況から、ある程度改善していくのではないかというように期待しているところであります。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、専門職を人材として受け入れるような体制に今度持っていくという形になると思うのですが、派遣されるときに100万円も必要がなくなってくるのではないかと思うのだけれども、その辺、日本であればハローワークに行って、求人を求めてやるというか、そんな形のようでやっているから、外国の方も、もう少し簡単にハローワークというか、外国人のためのハローワークみたいな、そういうような取組として、もう少し経費がかからないでこちらに来て働くという、そういう制度というのはまだできないものでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今、御指摘いただいた、ある程度の経費を負担して技能実習生として来日しているという現状のところでありますけれども、これが、特定技能という制度を利用しても、実は特定技能になると、ある程度教育機関で学習したり、訓練を受けて来日していることには変わりはないということですから、ベトナム国で大学卒業程度の資格があるとか、先ほど申し上げました短期大学でそういった技能実習を受けてきているとか、そういうものが実はありますから、全体的な構図で申し上げますと、割かし裕福な方はそうやって進学して、そういう特定技能という制度で日本に来ていまして、貧しい家庭の方々については、進学を断念する場合があるということで、直接、高卒程度でそういった、さっき申し上げました送り出し機関の教育を受けて、技能実習としてこちらに来ていただいているというような構図になっているようです。

ですから、かかる経費については、基本的にはそれほど変わらないだろうというように考えています。

大学4年間のほうの経費は多分かかるだろうというように思います。

それから、人数の話ですけれども、やはり在留資格としてどれだけ外国籍の方にその資格を与えるかというのは、日本の労働市場の中でどれだけ入れると労働市場の需給のバランスが取れるかという検討も一つではあるのだろうというように想定しています。

やはりそれを受け入れ過ぎると、バランスが崩れて、賃金が急激に下がるおそれもあるわけで、ヨーロッパあたりではそういう問題が顕在化しているところもありますけれども、そういうところで、どれだけの受け入れをしていくかというのは、やはり政府が決定していくことになりますので、その辺は情報収集しながら、今後も注視してまいりたいと思いますが、人材を、やはりこの岩手県の一関市というところを注目してもらえるようにしていくことが、今の我々にできることかというように考えておりますので、どうしても賃金だけを見ていけば、東京、名古屋、大阪のほうにはなかなか勝てないというのが現実のようですから、できればここで働いた方がやはりある程度満足

できる生活環境、あるいは労働環境、あるいは社会でのいろいろな交流などができる、そして、ベトナムにいる家族や後輩、そういった方々にお伝えできるような、そういう好循環が築けないかというようなところを考えているというところであります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：報告書の3ページ、一番下のところに、送り出し機関に高額な仲介手数料を払っているということで、ここ四、五十万円というように表示があります。

最後の8ページに、技能実習生として日本に来る若者は派遣前に100万円近い手数料を負担しているということなのですが、これの違う理由は何なのかということと、50万円ないし100万円というのは、日本人の感覚で言えば、このくらいかなというのがあるのですが、参考までにお伺いしますけれども、ベトナムのハノイ市の1か月の平均的な賃金と農村部の平均的な賃金、かなり格差があるとは思料していますけれども、分かればお聞かせください。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：統計的にハノイ市内の平均賃金というのはちょっと把握していないところでありまして、ベトナム国そのものの全体としての平均の月収というのは3万円から4万円だというようにお聞きしたところがありました。

そのほか、やはり都市部だと高いというように聞いていますので、ハノイ市、あるいは経済の中心地であるホーチミン市、こちらのほうは比較的高いということありますし、農村部のほうですと、それは比較的安いというようには聞いていましたが、これとはまた、多民族国家になりますので、民族によっても賃金格差があるということでお聞きしたところであります。

具体的な数値はちょっと把握できていません。

視察研修の中では、株式会社アーアル研究所、こちらのほうの平均賃金は4万円とお聞きしたところがありました。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：50万円と100万円と違う理由は。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：こちらについては、括弧書きで書いていますけれども、2021年に仲介手数料に関する法律ができて、1人当たり40万円から50万円くらいということでありましたけれども、それ以前が100万円程度の負担をして、今、日本に来ている技能実習生の方々がそういう負担をしてきているというような表現を使っているところであります。

今ちょっと冒頭に申し上げましたけれども、やはり適当でない事業者が横行している

実態をベトナム政府が問題視して、送り出し機関の認可を大分整理しているというような現状をお聞きしたところであります。

そういう観点で、今、大分当局が規制していることによって、この送り出し機関に払う仲介手数料が大分減ってきているというような傾向にあるということをお聞きしました。

あと、四、五十万円と書いていますけれども、このほかに交通費とか、そういう諸経費を含むと、そのくらいの、もっと金額は膨らむという実態にあります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：そうすると、50万円としても、この平均月収から判断すると、ほぼ1年以上の年収というような感覚になりますので、日本だと一桁どころではないですね。

これを借金して来るということなのですけれども、どうなのでしょう、実際それでも人気はあるというようなお話だったのですよね。

やはり日本の賃金が高いというので、ただ、最近、円安で陰りがあるということなのですけれども、市としてはこれからどのように取り組んでいこうかというの、今の段階で考えている部分があれば、御紹介ください。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：新聞報道などで市長の発言は報道されているところでありますけれども、市長から指示を受けているのは、今回の訪問によって、まず一つは、ハノイ電機短期大学から協定の申出を受けて帰国したところでありますので、そちらのほうを、まず協定を結ぶための取組を行っていきたいということが一つであります。

それから、もう一つは、ベトナムのほうの自治体、株式会社アーバル研究所というの、市内大東町内に本社のある企業であります。

ベトナム工場は約800人のベトナム人を採用している工場になりますけれども、そちらの工場がホアビン市というところにございます。

ハノイ市から約80キロメートル離れている市でありますけれども、こちらの市との協定を結んで、人的な交流を行えないかというようなところで指示をされているところであります。

この2つの協定を結べないか、今、検討を始めたところであります。

それから、3点目は、日本語を教える機関、日本語教育というのがやはり大事だというようなことで、日本語を教える機関を何とか設立できないか、あるいは誘致できないかというようなところで指示されているところであります。

そういう指示を受けているところであります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：最後になりますが、先ほど佐藤委員からもございましたけれども、私の家の近くに有

限会社光成工業というのがあるので、御存じかと思います。

多分ベトナム人かフィリピン人か、いずれ現地語で話しながら、買物は自転車で、山から市内まで10キロメートル以上、雨の日も暑い日も来ているのですけれども、いつも元気よくお話しして、私も草刈りをしていて、声をかけると、言葉は通じませんが、笑顔で返してくれる。

そういう労働環境ではなくて、生活環境もちょっと何か、自転車で買物に行っているというのを見ていてふびんに思う部分もあるので、その辺で、今現在、何か考えていることはあるのでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：まず、通勤とか、やはり休日の過ごし方については、基本的には採用されている企業のほうでやはり努力していただくということ就可以了けれども、実際にお話を伺うと、様々な行事とか、あるいは買物、そういうことを実習生の方々に提供しているというようなお話はお伺いしているところであります。

そのほかに、それが全て休日に設定しますと、やはり結構な拘束になりますから、自由な時間というのは当然必要でしょうし、自転車で遠くまで行かれるというのは、自動車運転免許、あるいは自動車を所有するということがなかなか難しい実態があるのだろうというように想定しているところであります。

それを行政のほうでということについては、今現在、やはり我々、市といたしましては、やはり労働基準、労働環境が日本国籍の方と同等であるかという観点、ここが一番大事な視点かなというように思っていますので、これを買物で何か支援するとかということについては、現時点では考えていない、検討していないところであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今、ほかの委員からも何度か出ている、派遣前に100万円近い手数料という部分で、その負担に対する手当てが大切だというようにまとめられているのですが、これについて、同行した事業所の方々はどういう意見、感想を持ったのか、お伺いしているところがあれば、御紹介いただければと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：同行したR I Pの事業者の方からは、特にこのことについてはお話を伺っていないところであります。

このお話があったのは、先ほど申し上げましたとおり、在ベトナム日本大使館のほうでのお話であります。

R I Pの会員の方は、実は大使館のほうには入らないで、大使館以外のところと同行していただいたということで、大使館では市の職員のみで対応というか、ブリーフィングを受けたというようなことがありました。

ただ、RIPの会社の経営者の方々とお話ししているときには、実習生の方にどれだけ信頼関係を築けるかというようなことでお話は伺っておりました。

やはり実習生として来る本当に若い方については、採用するときに、ベトナムの現地に行って、家庭訪問をして、その親御さんに給料とか労働条件をきっちり説明して、そして、安心して来てもらえるような活動もしているというようなお話をしたので、どうやってお互いのコミュニケーションを取って信頼関係を築いているかというような、そういう努力については聞いているところであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今、事業所のほうでも人材確保のために現地に行って家庭訪問をしているというお話がありましたが、この7名、7社のところの海外の人材確保のところで、実績というのはこの7社全て、もうあるというところで同伴されたのでしょうか。

それとも、これから人材で期待したいというところで参加したのか、ちょっとその辺の状況を具体的に教えていただければと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：外国人の労働者を受け入れている会社は、この7社のうち4社になります。

それから、今後受入れを検討している会社は2社になります。

それから、外国人の労働者の方々のお子さんを受け入れているというような保育園が1社ありましたので、そちらはまた労働とはまた別の、生活環境の支援の観点からということで御参加いただいたところであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今日の報告では、製造業などは人気があるけれども、建設業はあまり人気がないというような話だったのですけれども、同行したところは建設関係のほうが多いようですが、それとも、やはり人権問題でも国際的にも日本がすごい低レベルというか、海外の労働者を人間扱いしていないというのが広がっているのではないかと思うのですけれども、そういう中でも、東北・一関ではそんなことはないというような対応というのが大事かと思うのです。

その辺ではやり取りを具体的に、何かそういう指摘とかされたりしているのか、こっちではちょっと、そこら辺の人権問題のアピールというか、そういうのはしたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今回、6機関を訪問させていただいたところでありますけれども、人権問題について意見交換したというところはございません。

どちらかといいますと、日本とベトナムそのものの国の成り立ちといいますか、そういった歴史が似通っているところがあるというようなことで、ベトナムそのものの文化と日本の文化というのを、割かし分かりやすいというか、交流しやすいというようなところはあるというようなところで伺ったところであります。

人権問題について、今、日本が特に世界の中で劣悪になっているとか、そういったことについては、ちょっとそういう資料もございませんので、把握していないところであります。

賃金のほうがやはり第一優先順位で、日本の賃金がここ何年か上がっていなかったという報道がずっとなされていますけれども、そちらのほうで、今、韓国とか、あるいはオーストラリア、あるいはドイツ、こちら辺に賃金としては負けているというのが正直な御指摘がありました。

賃金が安いということを分かっていても、やはり日本という国の労働がやはり選ばれているという実態にもあるということでありましたので、一概に労働環境、人権問題が日本で特に問題になっているというようなことの指摘はなかったわけですから、そういう事案があった場合については、すごく敏感にやはり受け止められるということでありましたので、そういう報道は注視されているということの指摘を受けたところであります。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、ベトナム訪問視察についての調査を終了します。

次に、台湾企業経営者などの視察ツアーについてを議題とします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長：それでは、これも7月4日の産業建設常任委員会で実施することの説明をさせていただいたものでありますけれども、こちらの具体的な説明につきましては、商工労働部次長兼工業労政課長の小野寺のほうからさせますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：私からは、台湾企業経営者などの視察ツアーについて説明させていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

1のツアーの名称ですが、一関の「もち食」文化を活用した「もち食ツーリズム」による台湾からの観光・企業・都市交流視察ツアーとなっております。

2の日程ですが、8月6日、日曜日、それから翌日の7日、月曜日の1泊2日の行程でございます。

3の視察ツアーノの目的ですが、台湾人経営者をターゲットとして、一関のもち食を体験する観光商品造成モニターツアーノを実施し、行程の中には本市の観光資源などを含めながら、アクセスなど立地条件に優れた産業用地の視察を組み入れ、日本への進出を検討している台湾企業の誘致を図ることを目的としております。

4の主な視察先ですが、1日目、8月6日ですけれども、一ノ関駅東口工事場跡地となっておりますが、正しくは一ノ関駅東口工場跡地でございます。

訂正いたします。

このほか、一関東第二工業団地、それから（仮称）一関インター西産業用地、それから、観光地といたしまして、厳美渓や骨寺村莊園交流館の視察といたしました。

2日目、8月7日ですが、こちらは午前中、中尊寺、それから午後、お昼を挟みまして、猊鼻渓、それから閉校校舎などの視察というような日程でございます。

5のツアーパートicipant者についてでございます。

台湾の方ですので、ちょっと名前のほうは日本語読みで振り仮名を振らせていただいておりますし、それから、各参加者の所属機関について記載しておりますが、ちょっと台湾語といいますか、分かりにくいかと思いますが、説明させていただきたいと思いますし、また、所属機関のほうにどういった方なのかというようなこともあります、これにつきましては口頭で御説明させていただきたいというように思います。

上からですが、張淑玲様でございますが、台北駐日経済文化代表処の横浜分処処長という肩書でございますが、こちらは中華民国、台湾の駐横浜総領事に当たる方ということでございます。

それから、2番目の陳英顯様でございますが、台湾優良食品発展協会、T Q F Aの駐日代表というようなことですが、陳様におかれましては、以前、日本のジェトロに相当いたします台湾貿易センターの東京事務所長を務められた方ということで、日本と台湾のかけ橋として連携事業を推進してきた方で、日本の地方都市と台湾の間の貿易と経済に関する豊富な知識を有している方でございます。

その次の藍信彰様ですが、片仮名のほうで説明いたしますが、台北デジタルグループの創業者で、博士でございます。

台湾大学で電気工学の博士号を取得後、アメリカのスタンフォード大学で電気工学の博士号を取得されております。

インターネットの概念が一般的でなかった1990年代におきまして、シリコンバレーでIT産業に従事され、台湾の電子商取引業界に参入された方でございます。

その次の包化富様でございますが、F o r t u n e c a p i t a l M a n a g e m e n tの董事長、会長で、博士でございます。

アメリカのスタンフォード大学及びアメリカ海軍大学院で経営科学の博士号を取得した経歴を持つ方で、専門分野は、自治体地域振興事業、事業戦略、新事業創成などでございます。

また、資金調達や財団の運営に関する研究に長く携わっていらっしゃいます。

その次の林克謨様ですけれども、G e n e G r o u pの博士で、また、臺北一莊R e s o r tの総経理、社長というような肩書でございます。

また、国立大阪大学医学部環境医学博士でもございます。

大阪大学で博士号を取得し、大阪大学医学部で助教を歴任され、また、台湾に戻りましてからは、台中県の初代環境保護局長に就任されたというような方でございます。

主な専門分野は、地域課題解決、地域資源の活用・商品化、地域観光開発、観光SDGs、自治体地域振興事業でございます。

その次の林柏岳様ですが、台湾の建築及び不動産大手のHung Kuo Groupの董事、取締役であり、社会貢献を重視し、台湾での数多くの公益活動に取り組んでいるということです。

主な専門分野は、地域資源の活用・商品化、地域観光開発、地域振興でございます。

その次の王耀誠様ですが、Cutaway創業者で、CEO、代表取締役でございまして、少数高品質の商材についての販売プラットフォームを構築されております。

プラットフォームビジネスに精通し、価格戦略で数々の成功を収めた方でございます。

主な専門分野は、地域資源の活用・商品化、食文化、デジタルトランスフォーメーション、新事業創成でございます。

最後の饒羽念様ですが、慶應義塾大学政策メディア研究科の大学院生であります。

主に日本と台湾の各種姉妹都市提携がインバウンドに与える影響についての研究をされております。

専門分野は、イベント企画、自治体地域振興事業、日台間の地域交流、インバウンドの事業の研究となっております。

参加者は8名でございますし、そのほかに8名の方が来関しております。

8名の中には、このツアーを主催しましたマツムラコンサルティングの方々、こちらの方々には通訳をお願いしております。

それから、旅行会社のJR東日本びゅうツーリズム&セールスの方々、合わせまして8人で、合計16名の方でございます。

2ページになります。

6の当日の対応でございますが、ツアー1日目につきましては、蔵元レストランせきのいちで市長の歓迎の挨拶を行いました。

また、その後、市長から一関市のプレゼンテーションを行いました。

ツアー参加者の宿泊地は瑞泉郷でありまして、歓迎夕食会が開催され、副市長が歓迎の挨拶を行いました。

途中、骨寺村荘園交流館のほうでは、五十嵐館長から骨寺村荘園の説明をいただきました。

ツアー2日目ですが、中尊寺で菅原執事長から歓迎の挨拶をいただきました。

また、げいびレストハウスでは、一関市観光協会から歓迎の挨拶をいただきました。

帰りの際には、一ノ関駅で市長、副市長などによるお見送りを行いました。

そのほか、両日を通じまして、職員による産業用地の案内を行ったところでございます。

また、一関市側から、先ほどありましたが、観光協会ですとか、中尊寺の執事長様が挨拶した際には、台湾側から横浜分処長がそれに応じて挨拶を行ったというようなことでございます。

視察についてさらに説明させていただきます。

1ページ目にお戻りいただきまして、主な視察先の日程について少し説明させていただきます。

1日目の一ノ関駅東口工場跡地につきましては、東口交流センターからN E C跡地の解体現場を見ながら、現時点での利用計画について説明を行いました。

一関東第二工業団地につきましては、現在造成中ですので、工事現場にて造成の現況を見ながら概要の説明を行っております。

(仮称) 一関インター西産業用地につきましては、まだ手がついていない状況ですので、山林のままの状況ですので、バスの車窓から事業計画等について説明いたしました。

巣美渓につきましては、郭公だんごの空飛ぶだんごを体験いただき、大変喜んでいただきました。

骨寺村荘園交流館につきましては、ガイダンスセンターでの説明や、当時の絵図、模型などによる骨寺荘園の説明を行っていただきました。

2日目でございますが、中尊寺につきましては、本堂、讃衡蔵、金色堂の見学、猊鼻渓につきましては、舟下り体験とレストハウスでの昼食、閉校校舎などにつきましては、旧千厩中学校跡地等の見学を行いましたが、更地の状況についてはあまり興味を示していただけませんでした。

藤沢地域の閉校校舎の視察につきましては、大変興味を持っていただき、お問合せを何件かいただいたところでございます。

それでは、また2ページになりますが、7の今後の展開でございます。

ツアーパートナーの中から、複数社から学校跡地の利用について問合せをいただいており、現在、追加資料等のやり取りを行っているところであります。

10月には、詳細な協議ですとか、さらなる交流の展開を求める、台湾企業を訪問する予定としております。

なお、参加者にはアンケートを実施しているところであります。

その概要について、別紙のグラフを用いて説明させていただきます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

アンケートの集計でございますが、まず、回答数は7人でございます。

一関市に工場や事務所の立地を検討されますかというような問い合わせにつきましては、1人の方が検討してもよい、3人の方が条件次第では検討してもよい、3人の方が立地は考えていないというような回答でございました。

その下でございますが、建物は新築ですか、既存の建物を利用されますかというような問い合わせに対しまして、これは7名のうち5人から回答いただきまして、既存の建物利用が3人、それから、どちらでもいいというような回答が2人でございます。

右側の上に行きまして、御社を訪問させていただいてもよろしいですかというようなアンケートに対しましては、4人の方が訪問を歓迎する、それから、3の方につきましては、具体的な話があれば対応してもよいというようなことで、4社については訪問を歓迎するというようなことでございました。

その下の日本への進出を検討している企業様を御紹介いただけますかというようなアンケートにつきましては、1人の方がぜひ紹介したい企業がある、それから、4人の方が持ち帰って検討する、2人は紹介できる企業はないというような結果でございました。

それから、また戻っていただきまして、8のその他でございますが、このツアーライブでは、観光庁補助事業、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業を活用して実施したところでございます。

それから、資料の最後のページにつきましては、参加した方々の集合写真をつけておりますので、御覧いただければと思います。

せきのいちの前で集合写真を撮った写真でございます。

説明は以上でございます。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：最後のアンケートなのですけれども、一関市に立地を検討されているということが、3人の方からお話がされているのですが、それはこの視察先のことで検討されていると言っているのかどうかということと、あと、その下で、既存の建物を利用されますかの回答に、既存の建物でいいというのが3人いらっしゃるのですが、その建物とはどこのことを言っているのか、御紹介いただければと思います。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：アンケート結果の検討しているのが視察先かというようなことでございますが、アンケートの中ではそこまでの回答は求めていないのですが、同行して興味を示していただいたのは、学校跡地に大変興味を示していただいたというように感じております。

それから、その下の既存か新築かというような問い合わせは、これも具体的にどこをというようなことはお聞きしておりませんが、これも視察先を同行した感じ、それから参加された企業様のお話を聞きますと、今の考えですと、更地に新たな建物を整備するというようなことではなく、既存の建物を利用するというようなものが現実的というような考えをお持ちになっていたというように思っております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この視察した話で、今、説明であったけれども、千厩中学校の跡地の更地にはあまり興味を示さなくて、藤沢地域のほうの学校跡地だということ。

ということは、そこが一番今、重要視されているという認識でよろしいでしょうか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：今、お問合せをいただいているのは、委員さんのお話にありましたとおり、閉校校舎の利用についていろいろ条件を確認したいというようなことでお問合せをいただいているところであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：そうすると、既存の建物を使いたいという方が3名いらっしゃるのですが、3名とも同じところに関心を持っているというところですか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：お話を伺っている中では、2人の方が同じような、共同で利用したいというような考え方と、あと、もうひと方がまた別な利用というようなことで、現時点では同じ場所についてお問合せをいただいているのですが、ここにつきましては、コンサルティングといいますか、仲介されているマツムラコンサルティング様というようなところが間に入っていろいろやり取りをさせていただいていまして、マツムラコンサルティング様の話ですと、例えば学校跡地というようなことで、視察先ではそこのところを見たのですが、ほかの学校跡地でも同様の事業が展開できないかどうかというようなことをその3人の中で協議するということもあるのではないかというようなお話をされました。

委員長：千田委員。

千田委員：今回の視察で学校跡地を2か所ですか、千厩中学校の跡地、それから藤沢町のところと言いましたか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：校舎がある学校跡地につきましては、藤沢地域の新沼小学校でございます。

委員長：千田委員。

千田委員：たしか千厩中学校の跡地はもう建物はなくて、前は宮城県気仙沼市からの仮設住宅、あれももうすっかりなくなっているはずです。  
今回、新沼小学校の跡地と千厩中学校の跡地を選んだのはなぜかと。  
といいますのは、ほかにも、例えば同じ千厩町内でも、数年前に統合した関係で、まだ旧千厩小学校だったり、あるわけですが、今回その2つに絞った理由はどこにあったのでしょうか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：旧千厩中学校跡地につきましては、お話がありましたとおり、更地の状態というようなことでございまして、もともとあった敷地に、災害公営住宅が建ちまして、その後解体されまして、一部、今、県営住宅が建っておりますが、その残りの部分というようなことで御紹介させていただきました。

当課といたしましては、工業団地も含めまして、更地についての興味があるかどうかというようなことをちょっと検討しながら、更地というようなことで、旧千厩中学校というようなことを設定いたしました。

もう一つは、建っている校舎についても見ていただいてはどうかというようなお話がありまして、どれくらいの規模が必要なのかということはちょっと分からなかったのですけれども、比較的、面積的に小さい新沼小学校を見ていただいて、どのような感じを持っていただくのかというようなところで、2つを設定したというようなところでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：これから進めていくに際しては、市がある程度主導的な考え方で、今回は2つ、千厩中学校と新沼小学校だったのですが、ほかにも幾つかありますよね。

それらを一覧するような形で、ほかにもこういうような跡地がありますよという形で提案、プレゼンしていくのか、それとも、マツムラさんというコンサルティング会社のほうに委託して、そちらを通じてやっていただくのか、その辺りの市の考え方というのはどういうふうに思っていますか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：まず、市にかなりの数の空き校舎があるということにつきましては、1日目に蔵元レストランせきのいちのほうで市長がプレゼンをしたわけなのですが、その中で、合併当時の学校数、それから今の学校数、それから閉校した学校の数ということをプレゼンしていただきまして、一関市には数多くの閉校した校舎があるということをお話ししております、そのことに関しましては、参加者の方々もいっぱいあるんですねということでは興味を持っていただきました。

具体的に新沼小学校を見ていただいたわけなのですが、その利用目的、どういった形で利用するのかということを今後お聞きしながら、その条件に合った学校を紹介していくことになるというふうに考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：空き校舎の利用は、まず最初に地域が使えるかどうかということとか、あとは地元の企業とか、優先順位がありましたよね。

それに、今度こういう台湾の企業の方々に来てもらったとき、地元で利用がないから、そこにも台湾の企業が入ってくると、地域で利用したいというとき、この利用状況が難しくなってくるというか、その優先順位というのはどうなるのですか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：閉校校舎の優先順位につきましてですが、まずは市の行政目的に沿った形での利用というようなことが第一優先順位でございます。

そこにならない分につきましては、地域で利用を考えていただくというような順番でございまして、今回の台湾企業での視察ツアー、それから台湾への誘致というようなことにつきましては、市の行政目的の中で、そういった方々に進出といいますか、立地していただくというようなところが行政目的というようなところで、1番目になると考えております。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、市の行政目的の部分にこの台湾の企業の誘致が入ると。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：市の全体の考え方でございますけれども、優先的には、市の行政目的として、閉校校舎につきましては、産業用地としての活用というようなことで考えているところでございますので、今回の台湾とはなりますけれども、産業目的として立地ということであれば、市の行政目的の第1番目というような考え方でございます。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、台湾企業経営者などの視察ツアーについての調査を終了します。

商工労働部長をはじめ、職員の皆様、ありがとうございました。

職員入替えのため、暫時休憩します。

（休憩 14：40～14：43）

委員長：それでは、再開します。

次に、国道343号渋民バイパス道の駅の整備についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

菅原大東支所長。

大東支所長：大東支所の菅原です。

私のほうから、国道343号渋谷バイパス道の駅の整備について説明をいたします。

この道の駅については、現在、来年、令和6年秋のオープンに向けて、大東町渋民地内に整備を進めているところです。

本事業については、常任委員会での説明は令和2年11月18日以来となりますので、こ

これまでの経緯も含め、整備の方法、施設設備の概要等について説明をいたします。

なお、本事業については、来月招集されます市議会定例会9月通常会議に設置条例及び建設工事に係る議案の提案を予定しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、大東支所産業建設課長の山谷から、資料に沿って説明をさせていただきます。

よろしくお願ひします。

委員長：山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長：それでは、私のほうから、資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、1のこれまでの経過についてですが、平成28年2月に大東地域内の地域協働体6団体及び地域特産物直売組合など8団体の連名で、大東町渋民地区に整備される国道343号渋民バイパス沿いに道の駅の整備を求める要望書が提出され、市ではこの要望を受け、平成30年3月に大東地域道の駅整備検討委員会を設置し、令和3年3月まで全8回にわたり委員会を開催し、整備に係る検討を行っております。

令和2年10月には、整備検討委員会の検討内容に基づき、基本構想及び基本計画を策定したところであり、この概要につきましては、先ほど申し上げましたけれども、令和2年11月18日に開催された産業経済常任委員会で説明させていただいております。

令和3年には、施設の基本計画と並行して、運営者視点のノウハウやアイデアを持つ民間事業者をヒアリングパートナーとして募集し、応募のあった6団体と施設整備の内容や運営に関する協議を行っております。

令和4年4月には県と道の駅の一体型整備に係る基本協定を締結したところであり、9月からは施設の実施設計、令和5年1月から敷地造成工事を開始し、それぞれ完了しているところであります。

次に、2の整備方法についてですが、先ほどの経過にもありました、一関市と道路管理者である岩手県による一体型により施設の整備を行うこととしており、市では地域資源活用総合交流促進施設として農畜産物販売場等施設を、岩手県では道路休憩施設を整備することとしております。

なお、建物は、市と県の管理区分を明確にするため、別棟方式しております。

工事の発注としましては、市が県整備分を含めた敷地造成、外構工事及び建築工事等を発注し、県は道路休憩施設及び外構などの共用部分に係る事業費について、基本協定で定めた負担割合に基づき、市に対して負担金を支払うこととしております。

2ページをお開き願います。

3の基本計画による道の駅基本コンセプトについては、ひとつひとつ、ひとともの、海と山をつなぎ、未来をひらく「拠点施設」みちのえきとしており、必要な機能のイメージとしては、地域資源の活用・魅力発信ができる施設、多方面の交流の拠点となる施設、災害時に防災の拠点となる施設、この3つを掲げているところです。

次に、4の施設・設備等の概要についてですが、別途A3判の紙ベースで配付しております図面等の資料も併せて御覧いただければと思います。

(1)の整備箇所につきましては、大東町渋民字西風地内であり、紙の資料の1枚目の左側に施設の位置図というのがありますので、それを御覧いただければと思いますが、一関北消防署の砂鉄川を挟んで南西に位置し、国道343号と456号が分岐する地点の東側であります。

(2)の建物の階数・構造につきましては、木造、平屋建てであり、紙の資料の右側には施設のイメージ図がありますけれども、そのような建物になります。

(3)の敷地面積につきましては、9,931.89平方メートルで、紙の資料の2枚目の左側、施設の配置図を御覧いただければと思いますけれども、敷地の北側が岩手県の分の面積で、3,822.61平方メートル、南側が市の分で、面積は6,109.28平方メートルであります。

建物の面積につきましては、市が整備する農畜産物販売場等施設、産直レストラン等が860.81平方メートル、県が整備する道路休憩施設、情報発信施設、トイレが238.49平方メートルであります。

駐車場につきましては、普通車62台、大型バスほかを含めると76台のスペースを確保しております。

(6)主な特徴といたしましては、紙の資料の右側、施設の平面図を御覧いただきたいと思いますけれども、市の施設であります農畜産物販売場等施設には、地域の方が利用できる交流スペース、集会室、イベント広場、オープンテラス、展望デッキ、子育て世代が利用できるベビーコーナー、キッズスペースなども設置しております。

県施設であるトイレ休憩施設には、子育て世代が安心して利用できる24時間利用可能なベビーコーナーとキッズトイレが設置しております。

また、図面には表示がありませんが、防災道の駅の認定要件として、施設の耐震化、防災備蓄倉庫の設置、太陽光発電・非常用発電設備による無停電化なども確保するとともに、段差のない広い動線、いわゆるバリアフリーにも対応しております。

資料2ページに戻りますけれども、施設の名称は地域資源活用総合交流促進施設とし、施設条例議案を令和5年9月通常会議に提出いたします。

(8)の道の駅の名称及び愛称につきましては、4月から5月にかけて公募し、6月22日に名称及び愛称選考委員会を開催して選定を行い、名称につきましては、平仮名でだいとう、愛称につきましては、室蓬譲水の里に選定しました。

なお、道の駅の名称につきましては、今後、国土交通省に道の駅の登録申請を行い、登録後に正式決定となります。

3ページをお開き願います。

5の管理運営についてですが、指定管理者制度を導入する予定であり、管理運営団体については、現在選考中でありますが、9月に設立予定の（仮称）大東産地直売組合を指定管理者として予定しているところであり、指定管理に係る議案は本年12月通常会議に提出する予定となっております。

次に、6の今後のスケジュールになりますが、来月、9月議会通常会議には、施設条例に係る議案、工事の請負契約に係る議案を提出します。

なお、施設建設工事に係る入札につきましては、8月4日に執行しております。

議会の議決を経た後の10月には建物の建築工事などを開始する予定です。

また、12月議会通常会議には、先ほども説明いたしましたが、指定管理者の指定に係

る議案を提出する予定となっております。

来年に入りまして、令和6年4月から5月には道の駅として国土交通省より登録される予定であり、9月には全ての工事が完了し、10月に施設がオープンする予定となっております。

最後に、7の（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅整備事業全体計画になりますが、年度ごとにこれまでに要した費用と今後の予定額等を示した表になります。

道の駅整備に係る全体の総事業費は、県施設の整備も含め、13億円ほどになる見込みとなっております。

以上で、資料の説明を終わります。

よろしくお願ひします。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

小山委員。

小山委員：この道の駅は、防災拠点という位置づけにもなっています。

それで、防災のとき使える防災トイレが整備されていると。

それと、水というか、水槽みたいなものは完備しているのか。

あとは、その水が、市の水道がつながるものなのか。

その辺はどうなっているのか、お伺いします。

委員長：山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長：防災道の駅の関係なわけですけれども、防災道の駅に選定されるためには、まず、県が策定する地域防災計画、それから、国土交通省と県が策定する市の広域道路交通計画において、広域防災拠点に位置づけられるということがまず要件になっております。

その位置づけの関係なわけですけれども、現在、県のほうでその計画を見直ししているところでございまして、県のほうでは、今回の見直しにはちょっと間に合わないといいますか、この建物がまず完成したら、その計画にのせるかどうかを判断するということになっておりますので、まずは建物が完成したら、地域防災拠点に位置づけられるかどうかというのをまず判断されます。

道の駅が防災道の駅になる要件としましては、まず、駐車場が2,500平米とか、耐震化とか、無停電化、通信設備等のいろいろあるのですけれども、その中に、水の確保、20立米以上の受水槽ということで確保する予定であります。

防災トイレというのはその要件には入っておりません。

委員長：小山委員。

小山委員：防災用のトイレというのは、5ページの配置図に、浄化槽、災害用トイレという部分がトイレ休憩施設の左側にあるのだけれども。

委員長：畠山大東支所産業建設課農林係長。

大東支所産業建設課農林係長：資料5ページの浄化槽、災害用トイレにつきましては、道路管理者である岩手県が整備する施設の中に、停電時でも使えるようにということで、合併浄化槽の上に防災トイレを設置するということで計画をつくっているということでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：トイレのことは分かりました。

あと、水の確保ということで、水槽を設けると。  
それは後からですか。

委員長：畠山大東支所産業建設課農林係長。

大東支所産業建設課農林係長：それぞれの施設ごとに受水槽のほうを設置させていくことになります。

5ページの配置図、すみません、文字のほうが切れていますけれども、左下、発電機やキュービクルの上、ガスボンベ庫の隣にあるところが受水槽のポンプということで、市の施設のほうの受水槽をこちらに設置することになっていました。

それから、水道のほうですけれども、資料3ページのほう、事業全体計画の中で、合計の2つ上、上水道敷設工事ということで、令和5年度の予算の中で、上水道のほうをこちらのほうまで埋設して引き込むということで計画しております。

入札等についてはこれからになりますけれども、今年度中の施工ということで実施することになっておりました。

委員長：ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、国道343号渋民バイパス道の駅の整備についての調査を終了します。

次に、鳥獣被害対策におけるドローンの活用についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小崎農林部長。

農林部長：鳥獣被害対策におけるドローンの活用についてということで、これにつきましては、6月通常会議前に委員長のほうから調査をして説明をしてほしいという依頼を受けた案件でございます。

内容といたしましては、現在、我がほうで持っておりますドローンの活用事例の御紹介と、あとは、ドローン活用についてのメリット、デメリット、そして、当市としての今後のドローン活用の考え方ということで、現時点で調べられるものにつきまして御説明を申し上げます。

それでは、担当のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきますので、聞いていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

委員長：佐々木林政推進課主事。

林政推進課主事：では、私のほうから、鳥獣被害対策におけるドローンの活用についてということで説明をさせていただきます。

それでは、表紙をめくって1ページ目を御覧ください。

まず、1ページ目のほうですが、ドローンの活用事例ということで、県の機関等に確認を行うなどして県内での活用実績を調査しました。

まず一つ、近年の事例ですと、令和元年度に岩手県が、すみません、ここ3市町となっているのですが、4市町に修正願います。

4市町でイノシシの生息状況調査を実施しました。

こちらは、岩手県が主体となった事業になりますて、鳥獣被害防止総合対策事業ということで、国の交付金を活用して行っております。

委託料は330万円となっております。

こちらのほうは、一関市、平泉町、奥州市、雫石町の4市町で空撮を実施しまして、イノシシの群れを空撮で撮影し、それを用いて、今後それをどのように活用していくかという鳥獣被害対策の計画の立案まで行ったような形になります。

2ページ目を御覧ください。

また、令和2年度に、こちらは岩手県農業研究センターのほうの活用事例になりますが、水田内のウミネコやスズメの追い払いに活用しております。

こちらは、図のほう右下にあるのですけれども、水田内に滞在するウミネコやスズメに対して、ドローンを高度大体2メートルから3メートルで飛行させることによって、水田内から追い払うことを目的として、どのような効果があるかというのを実証したものになります。

図の1、ちょっと画像が粗くて見づらいのですけれども、左はウミネコの追い払いを、ドローンにプラスチックのチェーンをつけて、右はスズメの追い払いを、こちらはそのままドローンを飛行させたような形で追い払いを行っております。

定期的に実施をしたことにより、図2を見ていただきたいのですが、こちらはウミネコによる欠株被害防止効果を示したものになります。

こちら左側が、ドローンがなかった2018年の結果になっていまして、4.6%、下のほう、がつりとウミネコにより食害に遭っているのですけれども、ドローンを飛ばした場合、被害面積率がゼロ%と、追い払いとしてすごく被害が抑制されており、効果があったというように成果の内容が発表されております。

3ページ目を御覧ください。

こちらは、また岩手県の鳥獣被害防止総合対策事業ということで、岩手県が主体となって行ったドローンの活用の事例なのですけれども、こちらは令和2年度に平泉町と雫石町、岩手県と協力して、こちらもイノシシ生息状況調査を実施しております。

委託料は225万5,000円となっております。

こちらは先ほどの空撮、広い範囲の空撮とは違って、平泉町でしたり、雫石町のある集落の一帯を空撮、撮影しております。

そこで、水田の被害や痕跡、獣の通り道はここにある、入った場所、ぬた場はここにあるといったようなものを空撮して、それについて業者が分析をして、例えばどこに電気柵を張ったらいいか、どこを刈り払ったら獣が出てこなくなるか、どこにわなを設置するかといったようなことを選定する際の参考としたという事例があります。

4ページ目を御覧ください。

この部分に関しては、その他の活用事例や情報提供になりますが、まず、県内で確認できた事例も含めてですが、その他では、箱わな等の捕獲用資材の運搬にドローンを活用した事例、あとは、カワウの巣の駆除や追い払いに活用した事例、あとは、個人農家による見回り、鳥や獣が水田に入ってこないように見回りの代用とした事例があります。

こちらは岩泉町の個人農家さんが実施していた事例と新聞のほうで確認しました。

情報提供としまして、県内にはドローンの訓練スクールが9か所確認できております。

近いところですと、奥州市、金ヶ崎町などにあります。

訓練費用はスクールによって違うのですけれども、大体12万4,000円から28万6,000円の間で訓練を受けられるということになっております。

では、5ページ目を御覧ください。

ここまででは事例でしたり、情報提供のほうを行ってきました。

次に、ドローンを活用することによって鳥獣被害対策にどのような利活用ができるかという、メリットがあるかということで説明させていただきますと、まず、ドローンの活用のメリットとして、1つ目が、水田内、広い水田のど真ん中でしたり、湖沼、岩場、水場など、人が立ち入れない場所への進入及び撮影が可能になるということ。

2つ目としては、俯瞰的な映像が見られるため、人の目では見られないような鳥獣の通り道の確認や行動予測に役立つということ。

3つ目としましては、わなの見回り、水田や山際の生息状況調査、追い払いの労力が軽減されるということが上げられます。

6ページ目を御覧ください。

一方で、ドローン活用のほうのデメリットという部分については、このとおりとなっております。

まず1つ目が、操縦技術の取得、本体の購入、登録であったり資格の維持等の維持管理にコストがかかるということ。

2つ目が、資材運搬目的で使用する場合、運べる重量に限界が出てきますし、重いものを運ぶとなったときには、ドローンの性能をすごく上げなければいけないので、より高価で高性能な機体が必要になるということ。

また、3つ目としましては、わな設置箇所の確認、猟友会さんが仕掛けたわなの設置箇所を見回る場合としては、同じICTを活用するのであれば、ドローンよりも通知システム、かかったよという通知をするシステムのほうが効率的な場合があるということ。

4つ目としましては、山林内の空撮は枝葉等の支障物があり、適さない。

上から見ても枝葉に隠れて、林道内の動物でしたり、痕跡でしたりが撮影できないといったデメリットがあります。

参考としまして、先ほどの事例にも関わるのですけれども、事業で使うドローンの種類でしたり、価格帯というものをちょっと写真を掲載してみました。

左側が追い払いや空撮業務用に使う、大体これが30万円、40万円ぐらいの価格帯で、業者さんもついております。

右側に関しては、少し価格帯が大きくなって、100万円を超えるものを掲載しております。

こちらは農薬散布用の機体になるのですけれども、これが運搬業務を行うとなると、さらにちょっとこの値段よりも高価なもの、より機体が大きくなったり、高性能な機体が必要になったりしてきます。

7ページになります。

最後に、これらを踏まえまして、当市としての今後のドローン活用の考え方ということで、結論としましては、今現在、県は広域的な取組、市町村でしたり、市町村と協力したり、例えば一関市と平泉町と県で協力して事業を行うなど、市町村と協力しながらICT実証等を進めております。

そこで、今後は県に対して実証場所の提供、あとは、業務へ協力する形で、一関市内または周辺市町村と併せたドローン活用実施を働きかけ、その実証結果を市の鳥獣被害対策に活用していくのがよいのではないかと考えております。

下には理由が書いてありますて、まず、空撮での生息状況調査ということで、先ほどドローンができるということを説明させていただきましたが、今、市が推進しております中山間地域でしたり、自治会単位での地域ぐるみの見回り活動がありまして、それらにより、十分そういう集落の調査というのは対応可能であると考えております。

また、ドローン購入や操縦訓練にかかる費用は数十万円から数百万円とすごく高額となっておりまして、もちろんこれは業者に委託することも可能なのですけれども、もちろんドローンの操縦だけ委託するのではなくて、その後のデータ分析、長い期間のデータ分析、データ収集や、その後の鳥獣被害対策の立案のノウハウだったりを考慮すると、これも結局のところ、業者に委託する必要というのが出てきて、1市町村だけではあまり、市単独でのドローンによる鳥獣被害対策の事業の実施は、もちろんできなくはないのですけれども、効果的、効率的ではないと考えております、やはり知見やノウハウを持って広域的に活動できる県との協力をを行いながら進めていくべきではないかと考えております。

説明のほうは以上になります。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、鳥獣被害対策におけるドローンの活用についての調査を終了します。

当局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 15:12 ~ 15:13)

委員長：再開します。

以上で、予定した案件の協議を終了いたしました。

皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、私から、お手元に総務常任委員長から市民所得（税収）の向上に係る調査のお願いについてというような文書を頂戴しているわけでございますが、何を調査してほしいかということなのですが、要するに産業建設常任委員会の視点から、市民所得、税収の向上についての調査をお願いしたいので、よろしく取り組み願いますというような依頼文書が来ているのですけれども、ちょっと皆さんの意見を聞きたいなと思っていました。

暫時休憩します。

(休憩 15:14 ~ 15:16)

委員長：再開いたします。

千田委員。

千田委員：文書を読みますと、8月中に調査結果を報告いただきたいという、税収向上に係る調査のお願いという文書でございますが、残り二、三日しかございませんし、そういう日数の限られた中で調査ということはなかなか難しいのではないかと思います。

また、その税収ということで言えば、本来の管轄は総務常任委員会のほうにあるのかなと思いますし、また、9月になれば常任委員会の再編もございますから、再編後の課題ということで捉えてよろしいのではないかと。

つまり今回はなかなかこの調査には、協力といつても、日数的なものも含めて、困難ではないか、私はそのように思います。

以上です。

委員長：ありがとうございました。

皆さん、ただいま千田委員のお話のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議がなければ、そのような取扱いにしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

そのほか、皆さんのはうからございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、本日の委員会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

(閉会 午後3時18分)